

議 事 録

令和5年3月6日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和5年第3回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年3月6日(月)13時19分から14時13分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長：入江 智紀、局長補佐：一法師 進、局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治、主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

2名：2番 守川 千穂、13番 隈部 誠一

5. 議題

議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第19号 農地法第5条の規定による許可取消
議案第20号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第22号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第5号 農地法第3条第3の規定による届出

1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、委員 14 名中、全員の出席であり、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、在任委員の過半数に達しており、総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 5 年第 3 回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、5 番：徳丸誠次郎委員、6 番：稲葉和弘委員にお願いします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号 39 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める 10 a 要件による取得です。

譲受理由は、新規就農によるものです。

調査内容については、調査書 1 ページ記載のとおりです。

提案番号 40 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査内容については、調査書 2 ページ記載のとおりです。

提案番号 41 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査内容については、調査書 3 ページ記載のとおりです。

提案番号 42 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査内容については、調査書 4 ページ記載のとおりです。

提案番号 43 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の畜舎周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査内容については、調査書 5 ページ記載のとおりです。

提案番号 44 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査内容については、調査書 6 ページ記載のとおりです。

提案番号 45 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査内容については、調査書 7 ページ記載のとおりです。

提案番号 46 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、新規就農によるものです。
調査内容については、調査書 8 ページ記載のとおりです。

提案番号 47 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査内容については、調査書 9 ページ記載のとおりです。

提案番号 48 番、申請地及び申請人は記載の通りです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査内容については、調査書 10 ページ記載の通りです。

以上、10 件は、許可相当と判断しております。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 39 番から 40 番までを北部地区担当委員

1 2 番（田中春雄君）

提案番号 39 番から 40 番までは、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 41 番から 45 番を南部地区担当委員

5 番（徳丸誠次郎君）

提案番号 41 番から 45 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 46 番から 48 番までを東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 46 番から 48 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 17 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 18 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 18 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 3 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 8,462 m²にクヌギ 200 本を植樹し、山林に転用する案件です。

なお、申請地は昭和 54 年頃、植林が実施されておりその経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。転用面積が 3,000 m²を超えるため、農業会議への諮問案件となります。

調査内容については、調査書 12 ページに立地基準を、13 ページに一般基準記載のとおりです。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号3番を北部地区担当委員

6番（稲葉和弘君）

提案番号3番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

13番（隈部誠一君）

クヌギ植林済との事ですが、面積が8,462㎡との事で、植林されている場所は、写真で言えばどこですか？

6番（稲葉和弘君）

クヌギの植林されている場所は、写真の右上付近で、色が薄くなっている所です。

○議長（坂本照子君）

隈部委員よろしいですか。

13番（隈部誠一君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第19号、農地法第5条の規定による許可取消を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第19号、農地法第5条の規定による許可取消です。

提案番号1番、土地の所在、譲受人、許可年月日は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑1,940㎡に賃貸借権を設定し、居酒屋とその駐車場としての許可が得られております。しかし、周囲の同業者からの反対が強く、計画を断念せざるを得なくなったため、今回、許可の取り消し願いがなされたものです。なお、取り消し後は、別の事業者による転用事業が検討されているとのことです。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1番（多久正光君）

許可の取り消しとの事ですが、所有権は移転していなかったのか。

○事務局（北原薫君）

農地法第5条による賃貸借権設定許可のため、土地の登記名義人からの所有権移転はあっておりません。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいでしょうか。

1番（多久正光君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第20号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第20号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号12番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田37㎡を取得し、広告設置用地として転用する案件です。調査内容については、調査書14ページに立地基準を、15ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号13番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑361㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。調査内容については、調査書16ページに立地基準を、17ページに一般基準記載のとおりです。

以上、2件の案件はそれぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号12番を北部地区担当委員

12番（田中春雄君）

提案番号12番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号13番を南部地区担当委員

9番（光永太君）

提案番号13番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1番（多久正光君）

提案番号13番について、事務局から事前着工との説明がありましたが、業者には、事前着工の認識がなかったのですか。

○事務局（坂口美治君）

申請の締め切り後、事務局で現地調査を行った時に、宅地が建つ場所に接道する部分に砕石が敷かれていたので、申請者に連絡を取り、始末書を添付してもらっております。

事前着工された方が誰かは分かりませんが、その認識があったかどうか不明です。農地転用許可に関して意識が低い方もいるのも事実です。

現在、広報紙や農業委員会だより等で農地転用の事を周知していますが、まだまだ足りないのかなと感じております。

1番（多久正光君）

山鹿市内にも建築業協会とかがあるので、注意喚起をするような対策が必要ではないか。

始末書1枚を出せば、許可が簡単に下りるような風潮は良くないと思います。これは本市だけの問題ではないと思いますので、何かしらの対策を考えていただきたい。

○事務局（北原薫君）

熊本県、農業会議等などの関係機関と連携しながら、通常の手順を踏んだ事業の実施となるよう効果的な周知になるよう対処していきたいと考えます。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいでしょうか。

1 番（多久正光君）

了解しました。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 20 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 5 番、提案番号 6 番、提案番号 7 番、提案番号 8 番の申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 9 番、申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

譲受人の要件については、調査書 18 ページに記載の通りです。

なお、提案番号 5 番から 9 番の案件については、2 月 15 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 3 番（隈部誠一君）

提案番号 5 番の対価は、畑にしては高いようだが、何か理由は何かあるのか。

○事務局（一法師進君）

この案件につきましては、譲渡人の畑には、JA が事業主体となって、新規就農者が研修を行うために連棟ハウスを建てております。今回は、譲渡人の希望により、底地である畑を JA に所有権移転を行うための売買であるため、記載の金額となっております。

○議長（坂本照子君）
限部委員よろしいですか。

13番（限部誠一君）
了解しました。

○議長（坂本照子君）
ほかにありませんか。

8番（米岡一利君）
提案番号7番の対価は、最近の売買価格より高くなっていますが、理由は何ですか。

13番（限部誠一君）
10年位前、その当時の土地の相場で対価は決まっていたが、売買する時期が遅れ、現在に至っている。

○議長（坂本照子君）
米岡委員よろしいですか。

8番（米岡一利君）
了解しました。

○議長（坂本照子君）
よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）
全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。
次に、議案第22号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。
本案件については、委員本人や委員の配偶者に関する案件が含まれますので、農業委員の議事への参与を制限する、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、限部委員と守川委員におきましては、議事への参加をご遠慮願います。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）
議案第22号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。
今回の利用権設定は、新規設定187件、その面積は349,119㎡でございます。

提案番号5番から141番までは、川南地区の集約分となっており、賃借料が15,000円、契約期間は、補助事業の要件を満たすため、3月31日からの10年間の設定となっております。

提案番号5番から19番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、麦、大豆を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書19ページに記載のとおりでございます。

提案番号20番から25番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、麦、大豆を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書20ページに記載のとおりでございます。

提案番号26番から38番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、アスパラ、メロンを作付け予定でございます。
調査内容は、調査書21ページに記載のとおりでございます。

提案番号39番から62番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、麦、大豆を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書22ページに記載のとおりでございます。

提案番号63番から81番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCSを作付け予定でございます。
調査内容は、調査書23ページに記載のとおりでございます。

提案番号82番から112番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、飼料用作物、WCSを作付け予定でございます。
調査内容は、調査書24ページに記載のとおりでございます。

提案番号113番から116番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCS、麦を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書25ページに記載のとおりでございます。

提案番号117番から121番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCS、メロンを作付け予定でございます。
調査内容は、調査書26ページに記載のとおりでございます。

提案番号122番から126番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCSを作付け予定でございます。
調査内容は、調査書27ページに記載のとおりでございます。

提案番号127番から134番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCS、メロンを作付け予定でございます。
調査内容は、調査書28ページに記載のとおりでございます。

提案番号135番から137番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCSを作付け予定でございます。

調査内容は、調査書 29 ページに記載のとおりでございます

提案番号 138 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCS を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 30 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 139 番から 141 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCS を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 31 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 142 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、野菜を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 32 ページに記載のとおりでございます

提案番号 143 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 33 ページに記載のとおりでございます

提案番号 144 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 34 ページに記載のとおりでございます。

以上、144 件は、農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。
以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

提案番号 126 番は、土地の出し手と借り手が同じ人になっていますが、何か理由はありますか。

1 3 番（隈部誠一君）

この川南地区で、賃借料を 15,000 円で統一し、所有者が管理機構に貸して、その後、管理機構から借りるような設定であるため、このような事例が起きる事があります。

○事務局（入江智紀君）

また、地域の中である一定規模の集約の要件を満たせば、集積協力金の対象となるので、このような設定になっております。また、耕作している方が、出来なくなった時には、管理公社が見つけてくれるメリットがあります。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいですか。

1 番（多久正光君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 22 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 14 件、再設定が 1 件でその面積は、42,242 m²でございます。

提案番号 44 番から 52 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・麦等を作付け予定でございます。

提案番号 53 番から 55 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・麦等を作付け予定でございます。調査内容は、調査書は 35 ページに記載のとおりです。

提案番号 56 番から 57 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、飼料作物を作付け予定でございます。調査内容は、調査書は 36 ページに記載のとおりです。

提案番号 58 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、スイカを作付け予定でございます。調査内容は、調査書は 37 ページに記載のとおりです。

以上、15 件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 23 号は、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長 (坂本照子君)

次に、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第5号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和5年1月に届出がありました件数は9件、筆数の合計は44筆、面積の合計は43,493㎡でございます。詳細につきましては、22ページから23ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第4号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和5年第3回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○隈部副会長 (坂本照子君)

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

5番 農業委員

徳丸 誠次郎

6番 農業委員

稻葉 和弘